

地方からの提案個票

〈各府省第1次回答まで〉

通番	ヒアリング事項	個票のページ
55	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し(7件)	1~14
56	緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の町村への移譲(3件)	15~20
57	工場立地法の緑地面積に係る規制緩和(1件)	21~23
35	地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲(1件)	24~25
2	都市計画の軽易な変更の見直し(2件)	26~29
1	一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲(1件)	30~31
42	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止(2件)	32~35
3	開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大(1件)	36~37
41	開発行為の許可権限の希望する市への移譲(3件)	38~43

(ヒアリングを行わない事項分)

通番	提案事項	個票のページ
28	指定区間内一級河川の河川現況台帳調製権限の都道府県への移譲(1件)	44~45
29	電気自動車の充電インフラ整備に係る道路占用許可基準の緩和(1件)	46~47
5	都市公園の占用期間の条例委任(1件)	48~49
31	備蓄(防災)倉庫に係る建築確認等の規制緩和(2件) ※2件中1件は、ヒアリング実施済。	50~52
33	市町村営ほ場整備の換地計画に係る都道府県認可の廃止(1件)	53~54
26	災害応急住宅に係る規制緩和(2件)	55~60
6	保育士修学資金貸付事業の貸付対象者の住所要件撤廃(1件)	61~62
9	保育料の軽減制度に係る兄弟姉妹の同時入所要件の廃止(1件)	63~64
11	産後ケア事業に対する補助条件の見直し(2件)	65~68
19	鳥獣狩猟免許の有効期間の延長(2件)	69~72
20	一般廃棄物収集運搬業の許可期間の延長(1件)	73~74
52	浄化槽設置届出権限の市等への移譲(2件)	75~78

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

通番:55

管理番号	45	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

地域産業活性化協議会の関係法令に関わる地方支分部局への意見聴取、協議内容の報告等による事務の迅速化

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
国との協議や意見の調整に時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。

【制度改正の必要性】
地域の特性・強みを活かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指す法律の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。

根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律
第5条 第1項

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

通番:55

管理番号	173	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し				
提案団体	鳥取県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

策定から国との協議や意見の調整、同意までに6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。

地域の特性・強みを生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。

国の同意が不要となれば、より迅速に企業立地計画・事業高度化計画の認定が可能となり、基本計画の同意まで企業の投資にストップをかけることがなくなる。

都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。

根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

通番:55

管理番号	370	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

法第5条第2項第8号及び第9号に係る部分について、同意協議ではなく事後報告または届出とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】企業立地促進法第5条及び第6条に基づく「基本計画の主務大臣への同意協議」については、これまでに協議の迅速化を図るため、提出書類の簡素化が行われたが、現状においても、基本計画の同意を得るための主務大臣と他省庁間の事前協議に時間を要しており、地域産業活性化協議会での協議期間を含めると、承認までに6か月程度を要する事例がある。初期投資を抑制しようとする企業は、同法に基づく低利子融資等の優遇策の活用の適否が不明なため、法に基づく基本計画が同意(計画の変更を含む)されるまでの間工事着工が出来ず、場合によっては投資計画そのものを見直す必要が生じるなど、長期の協議期間が企業の円滑な事業推進に大きな支障を生じている。特に近年、設備投資を決定してから実行に移すまでのスパンが短い企業が多く、平成25年度には、法に基づく低利子融資活用決定までに数か月を要することがネックとなり、活用を断念した事例もあり、法の目的と実務が乖離している。一連の手続きに時間を要する主な理由のひとつとして、関係省庁との事前協議に多くの時間を要していることが挙げられる。この点については、事前に関係省庁の審査項目を県に示すことにより、事前協議段階で県内部や市町村等関係団体との協議を進めることが可能となり、協議の迅速化に繋がる。

【必要性】関係法令との整合性については、県がその責任において、関係部局との連携を図りながら確認することとし、主務大臣、特に経済産業省以外の関係大臣との同意協議については事後報告又は届出とする必要がある。

根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に関する法律
第5条及び第6条

企業立地促進法第5条に基づく同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

通番:55

管理番号	474	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以後 企業立地促進法)の第5条2項1号、6号、8号に関する主務大臣との協議及びその同意について廃止し、2項7号、9号については事後報告・届出・通知などとするべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

企業立地促進法第5条2項の各号の内容について、同法第5条1項に規定されている主務大臣との協議及び同意に、およそヶ月程度の時間を要するため、経済状況に適応した迅速な基本計画の策定の支障となっている。

協議会で承認を得ている計画の策定やその変更に対しての事務が煩雑で、時間がかかっている。

法第5条規定による計画の策定や法第6条の変更の場合、協議及び同意に向けての段取りとして、まず協議会での承認、県警への法定協議が行われ、関東経済産業局へ事前に案(変更案)を提出。次に案(変更案)に基づき本省協議が行われ、関係各省の事前協議を経て、ようやく正式な変更協議書の提出が可能となる。そこから更に法定協議を経て同意となるが、国から聞いたところ、主務大臣の同意タイミングが月1回程度とのことであり、これでは、タイムリーな計画策定や変更の支障となる。

直近の事例では、法第6条の変更についてであるが、平成26年3月に協議会の承認を得たにもかかわらず、定められた国との協議を経たことにより、正式な協議書の提出が平成26年7月になっており、主務大臣の同意は平成26年8月の予定である。この変更内容は、基本計画の中から、市の財団が行っている事業が廃止になったため、計画の記述から削除するものであるが、その程度の変更にも半年近くの時間を費やし、協議会の会員である各市町の長の印を集め、さらに関係省庁数分の大臣の同意を得る必要がある。

地方が定め、地方が行う計画であるにもかかわらず、このように主務大臣との協議及び同意を得ることが経済状況に適応した迅速な対応の支障となっている。そのため、協議及び同意を廃止し事後報告・届出・通知等で対応することで良しとすべきである。

根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

通番:55

管理番号	593	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し				
提案団体	京都府、大阪府、鳥取県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

企業立地促進に関する権限について、同法第5条において都道府県が作成することとされている産業集積に関する基本計画に係る国の同意手続を廃止、簡素化する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

計画を策定後、国の各関係省庁における同意の手続に相当の期間(3ヶ月程度)がかかっており、立地企業の産業活動をその間待っていただくなどの支障が生じているところ。
なお、義務付け・枠付けの第4次見直しにおいて提出書類の簡素化が行われたが、本手続きにより地域の強みを活かしたスピード感のある産業の発展を阻害することのないよう、国への事前届出とする等、手続期間を短縮することを求めるもの。
また、地方分権改革推進委員会第3次勧告においては、同意を要する協議が許容される場合として、「法制度上当然に、国の税制・財政上の特性措置が講じられる計画を策定する場合」が示されているが、本法に基づく国税上の課税の特例、国から補助金(人材育成に関するもの)は平成26年4月から廃止されていることから、国の関与を少なくすることを求めるものであり、国関係機関による確認の機会を、事前届出により担保できると考えている。

根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

通番:55

管理番号	807	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画の策定主体及び大臣協議の見直し				
提案団体	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

現行、都道府県と市町村が共同して基本計画を策定することとなっているが、「市町村のみで策定」できることとすること
基本計画の対象地区が一つの都道府県内に留まる場合(全域にわたる場合を除く)には、法第5条第1項に定める「主務大臣への協議(同意)」は、「知事への協議(同意)及び国への報告」でよいとすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】
同法に基づく同意を得るには、必ず都道府県と市町村が共同して基本計画を策定し、関係省庁へ協議を行うこととなっている。

【支障事例】
現在、対象エリアが一つの市町村内に留まる場合など、必ずしも都道府県と市町村が共同して計画を策定する必要がない場合にも、共同策定が義務付けられているため、国提出の前段階において都道府県と市町村の間で共同策定のための事前調整を実施している。事前調整には、地域産業活性化協議会の開催も含め、概ね6ヶ月の期間を要している。(県の大規模プロジェクトにより企業集積を推進している地区など、必要であれば共同策定するので、一律の義務付けは必要ない)
また、関係省庁が複数に渡るため、事前協議(調整)等に時間を要し、同意までに2~3月間の時間がかかる。

【制度改正の必要性】
基本計画は、国の定める基本方針に基づき、地元の産業関係機関で構成する地域産業活性化協議会(法第7条)における協議を経て策定されるものであるため、この手続に沿う限り、市町村主体の計画策定も認めるべきである。また、基本計画の対象地区が都道府県内に留まる限り、国の同意を得ることを義務付ける必要はない。
なお、課税の特例、農地法等の処分に係る配慮等を行うに当たって国が支援対象の取組を把握し、支援を行う妥当性等の判断を可能にするためには、国への事前調整等の実施や、国において事前に必要な確認事項を示し、それを受けて都道府県が確認することで足りる。

根拠法令等

企業立地促進法第5条第1項

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

通番:55

管理番号	962	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。
国との協議や意見の調整に6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。
地域の特性・強みを生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。

根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

通番:56

管理番号	366	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正要望の経緯・必要性】

工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。

市までは移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。

なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。

【具体的支障事例】

本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。

【課題の解消策】

このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。

根拠法令等

工場立地法第4条の2

工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立政を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

通番:56

管理番号	715	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の希望町村への移譲				
提案団体	聖籠町				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

工場立地法に規定する緑地面積率等の規制緩和に関する地域準則の制定権限を、都道府県から希望する町村に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】当町に唯一存在する工業団地「新潟東港工業地帯」は概ね分譲済みであり、隣接地に事業用地を求めることが困難な状況。今後同工業団地において更なる事業拡大を望む特定工場に対する行政側の支援策としては、緑地面積率の緩和による支援が考えられるが、工場立地法の地域準則制定に係る事務権限は都道府県が有しているため、町村における準則制定はできない。

緑地面積率については、企業立地促進法第10条の規定により特例措置を実施する手法もあるが、同法の実施要領においては、第10条に規定する工場立地法の特例措置が実施された場合、相当程度の効果が見込まれるものとされている。しかし、今後同工業団地の拡張計画はないため、今後見込まれる投資は、既立地企業の同一敷地内での事業拡大に伴う設備投資が主となることが想定でき、相当程度の企業立地や雇用拡大を伴うものではないと考える。以上のことから、同工業団地を企業立地基本計画上の重点促進区域に指定し、緑地面積率の緩和を図ることは不相当であると考え。

【制度の必要性】今後の産業振興・企業立地支援施策として工場立地法の緑地面積率等に関する特例を実施する際は、企業立地促進法よりも、環境保全を図りつつ適正に工場立地が行われるようにすることを目的とする工場立地法の主旨のもと、工場立地法における地域準則の制定による特例措置を行うことが適当と考える。

また、移譲が実現した際には、環境保全を図りつつ周囲の環境と調和の取れる範囲で積極的な企業支援施策を図ることで、より地域の自主性を発揮することができる。

根拠法令等

工場立地法第4条の2

工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

通番:56

管理番号	963	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正要望の経緯・必要性】

工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。

市までは移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。

なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。

【具体的支障事例】

本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。

【課題の解消策】

このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。

根拠法令等

工場立地法第4条の2

工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

通番:57

管理番号	857	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出に関する規制緩和				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

一定面積以上の緑地を整備している場合であって、緑地の移設(新たな設備投資に伴う緑地の削減も含む。)に伴う緑地面積の減少が一定割合以下である場合(周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合に限る。)は、軽微な変更該当するものとして変更届出の対象から除外する。
なお、緑地整備の適切な推進を図り、周辺地域の生活環境を保持する観点から、既整備緑地面積の大きさ要件、減少面積率の要件については、都市計画法上の用途地域等に照らし、地域区分ごとに設定する(国の助言に基づき、県又は市が独自に設定できるようにする)。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

工場立地法では一定規模以上の工場に対して、敷地面積に対して国が定める比率(県又は市が別途定める場合はその比率)以上の緑地を整備することが義務付けられており、現在、軽微な変更にあたるものとして、変更届出の対象から除外されているのは次の場合のみである。
①周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合であって、緑地の移設により緑地面積が減少しない場合、
②保安上その他やむを得ない事由により速やかに削減する必要がある場合であって、減少する緑地面積が10㎡以下の場合
本法の規制趣旨が地域の生活環境との調和であることを踏まえると、大規模な緑地が整備されている工場や周辺に住居がない森林に囲まれた工場などに対しても一律に取り扱う現在の規定は過剰な規制となっている。
工場立地法に基づく特定工場を設置する企業に対し、事務手続きを簡素化することによって新たな設備投資の円滑化を図ることができる。
また、同時に行政の事務コストを削減することができる。
(具体的事例は別紙のとおり)

根拠法令等

工場立地法第8条第1項、同法施行規則第9条

工場立地法は立地段階の入口規制であることから、保安上その他やむを得ない場合を除き、生産施設、環境施設面積等の状況を把握するための届出は必要不可欠である。大規模な緑地が整備されている工場であっても、それがどのように変更され、準則に合致しているのかどうかについて審査をする必要があるため届出は必要。また、周辺に住居がない森林に囲まれた工場であったとしても、周辺の状況は日々変わっていくものであり、届出不用の判断基準にはなじまない。従って、本提案について対応することはできない。

<内閣府：回答・助言等の内容・対応状況>

○工場立地法における緑地面積の削減については、以下のような検討経緯があります。このため、10㎡を超える緑地面積の削減が必要な具体的事例をご教示ください。

<愛媛県：内閣府ご質問に対する回答>

(1) 平成 22 年の産業構造審議会分科会工場立地法検討小委員会（以下、「小委員会」という。）では、全国規模規制改革要望 2009 で日本経団連からの提案を基に、緑地面積減少に係る軽微な変更の取扱いについて議論がなされているが、この時の議論では、

①緑地面積は敷地面積の 20%程度であり、より広い面積を有する生産施設面積の場合よりも厳格なルールを設定する必要がある。

②緑地として認められる土地の最少面積が 10㎡超である。

ことから、10㎡以下の緑地の減少について、安全・衛生の問題に対して急いで対処する必要がある場合に限り、軽微変更として取り扱うのが適当との結論に至っているところである。

(2) 平成 23 年 7 月に小委員会が公表した「規制改革要望等への対応の方向性について」では、経済産業省が全特定工場を対象に実施したアンケート調査によると、「回答のあった工場のうち、6%（約 300 社）の工場が、緑地面積率規制が工場の増設に際に障害になったと回答している」ほか、「産業界から毎年のように規制緩和要望が呈されている状況に鑑みると、工場立地法の規制が企業の国内投資に対して一定の制約となっている状況があるといえる」と述べられている（p.7）。さらに、「国内投資の促進を図る観点から、工場等の立地関連規制の手続きの迅速化や手続きの簡素化は極めて重要な課題であり、引き続き積極的に取り組むべきである」とされている（P.16）。このため、安全・衛生上の問題への急ぎ対処の必要がある場合に限らず、積極的な設備投資を行う場合においても緑地規制の緩和を図る必要があると考える。

(3) しかしながら、工場立地法の緑地面積規制が、工場とその周辺の地域の調和を実現し、周辺の地域の生活環境の保持を実現するためのものであることを踏まえると、周辺環境に応じた設備投資と工場緑化とのバランスが図られる必要があるものと考えられるが、上記(1)の議論においては軽微な変更として取り扱う緑地削減について、周辺環境の状況は考慮されず、緑地として算入されない範囲での緑地の削減のみ認めるとの結論が出されている。なお、平成 23 年 9 月 30 日の工場立地法施行規則の改正により、事業者負担の軽減及び小規模緑化推進の観点から植栽規定が見直され、10㎡以下の土地についても緑地として算入できるようになっている。

(4) また、上記(3)の規則改正により、地域準則を制定する際の自治体の自由度が拡大され、設定できる緑地面積率の下限が引き下げられたほか、周辺を森林等の自然環境に恵まれ、周辺に住居が存在しないような区域での緑地面積率区分が設定され、地域の実情に応じて緑地規制を緩和することが可能となったが、工場が整備すべき緑地の程度は、立地する地域によりその必要性の程度は異なるものであり、このように自治体における地域性を踏まえた対応が推進されてきている一方で、緑地の削減については削減面積（10㎡以下）という絶対数値で判断する取扱いのままとなっている。

(5) このため、削減する緑地面積が 10㎡以下に限定せず、地域の実情に応じて、緑地の削減が周辺環境に与える効果等を勘案して、軽微な変更として取り扱う緑地の削減面積を相対的に捉える必要があると考える。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:35

管理番号	177	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	地域限定通訳案内士の育成及び確保にかかる事務の都道府県への移譲				
提案団体	鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省(観光庁)				

求める措置の具体的内容

地域限定通訳案内士の要件等を各都道府県知事が定め、運用することができることとするため、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」について、以下の点を修正する。
第4条 外客来訪促進計画への位置づけを不要へ
第11条 第2項 本法律で定めるのではなく、各都道府県の条例で定める
ウ 第13条～第21条 不要(各都道府県条例による)。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
ここ数年、境港への大型のクルーズ客船の寄港が相次いでいるが、寄港地での通訳ガイド確保のニーズに応えられていない。また、鳥取の特色であるエコツーリズムやスポーツツーリズム等をテーマとした観光の推進を図っているが、当該分野に精通した通訳案内士の有資格者は存在せず、無償で県内観光団体や、ボランティアガイドが対応している状況。このことが、本県の特色あるインバウンドの推進に当たり、ネックになっている。全国的にも、通訳案内士不足、またコスト高が要因で、無資格者が通訳案内業務を行っていることが常態化しているとも聞く。現在、鳥取県を対象とした地域限定通訳案内士制度は存在しない。地域限定通訳案内士制度は、過去に複数の自治体で実施されていたが、試験実施等の事務量の割に受験者が集まらず、制度の休止が相次いでいると聞いており、試験実施のコストが制度運営のネックとなっていると考えられる。また、通訳案内士からのヒアリングによると、試験のレベルが非常に高く、試験の難易度が通訳案内士の不足の一要因。

【期待される効果】
地域限定通訳案内士の人数が大幅に増加し、通訳ガイド不足が緩和されるとともに、地域の観光知識を豊富に有し、一定の外国語能力もある地域の人材を活用し、地域独自の観光形態の推進を図ることができる。

【懸念の解消策】
外国語の能力については、外国語能力検定試験の一定水準を基準とすることで担保し、観光情報の知識については、所定の研修を受けることで担保することを想定。

根拠法令等

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律 第4条、第11条～24条

現行の通訳案内士制度においては、通訳案内士が国の魅力を適切かつ正確に外国人に伝え、国の印象形成に大きな役割を果たすこと、日本の文化や慣習等に不慣れな外国人を保護する必要があること等、良質なガイドサービスの提供を確保する観点から国が関与しているものである。

地域限定通訳案内士についても、通訳ガイド制度の特例として、都道府県知事による独自の試験の実施を認めるに当たっても、通訳ガイドの育成及び確保に対して全般的な責任を有している国が、制度全体を管理・運用する観点から、都道府県知事により定められる「外客来訪促進計画」への同意という形で関与し、制度の統一性・一貫性を担保しているものである。

一方、外国人観光客数の増加、そのニーズの多様化が急速に進んでいる現在において、国際観光振興に熱心に取り組む地域が機動的かつ柔軟に対応できるよう、平成23年度より、一定の区域内において、試験を要せず、地方公共団体による研修の修了のみで通訳ガイドの資格を付与する特例制度（総合特別区域法、中心市街地活性化法等において規定される通訳案内士法の特例制度）を設け、順次拡大しているところあり、ご提案の内容については、本制度を活用することにより、実現することが可能である。

さらに、今秋の臨時国会に提出見込みである構造改革特別区域法の一部改正法において同様の特例制度を措置することを予定しており、ご提案の内容について、より実現可能となるようさらなる対応を検討しているところである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:2

管理番号	109	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市計画の軽易な変更の見直し				
提案団体	二本松市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法施行令第14条第1項第2号中「法第18条第3項」の次に「又は法第19条第3項」を追加、又は都市計画法施行規則第13条の2の条文に同規則第13条各号の条文を追加することにより、市町村が決定する都市計画の軽易な変更を道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を行いやすくする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の内容】

都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が細かく規定されており、変更内容も限定的で、既決定時に両者の調整は済んでいるものと解される。

これまでの地方分権改革で市町村が決定できる都市計画の種類が拡大したが、軽易な変更として取り扱う項目に、道府県と市町村とでは大きな違いがある。このことから、都市計画事業の進捗にも影響が出ている。よって、市町村が決定する都市計画の軽易な変更についても、道府県と同様の項目とすることを提案する。

【具体的な支障事例及び制度改正の必要性】

都市計画法施行規則第13条各号に掲げるものが、市町村決定の都市計画に関して、軽易な変更として認められていないことにより、次のような支障事例が生じており、同様の支障事例が公園等の場合にも想定される。

・都市計画道路施行の際、詳細測量を行なって実施設計を行い、事業認可を得ようとした場合、都市計画決定した線形と事業認可を受けようとする線形がずれてくる場合は都市計画変更をした上で事業認可申請する必要がある。この変更の手続きに時間を要してしまうと、事業予定地に建築物等が建築されてしまう恐れがあり、移転補償が困難になり道路完成の遅延が予想される。また、施工中に地盤状況等により線形変更が必要となった場合、変更手続きに時間を要すると工事期間も長くなり、工事費増大の恐れがある。このことから、軽易な変更として手続きの期間を短縮させたい。

(参考)

通常の変更 案の縦覧から決定告示まで約6週間

軽易な変更(名称の変更) 都市計画審議会召集から決定告示まで約1週間

軽易な変更(名称の変更以外) 案の縦覧から決定告示まで約4週間

根拠法令等

都市計画法第19条第3項
都市計画法施行令第14条
都市計画法施行規則第13条の2

都道府県が定める都市計画については、国の利害に重大な関係がある都市計画については、国土交通大臣の同意付協議により国の利害との調整を行っている一方、市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が協議を行うこととされてきたところ。

軽易変更となる事項を拡大することの可否について、都道府県・市町村に対する運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:2

管理番号	675	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市計画の軽易な変更の見直し				
提案団体	横浜市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

現在市町村が行う「都市計画の軽易な変更」が適用されている内容を指定都市においては道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を軽易な変更とする措置

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

都市計画法施行規則第13条第3号及び第13条第4号の規定が指定都市決定の都市計画に関する軽易な変更として認められていないことにより、都市計画変更を行う場合に実施する大臣への協議、同意の手続が省略できない。道府県と同様とする措置となれば、手続の一部省略化となり、効率的な事務執行が可能となり事業期間の短縮につながる。

【事例(予定含む)】

1 都市高速鉄道

①横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道中第6号相鉄・JR直通線(変更)

(告示 H24.10.5) 区域変更区間 約190m、中心線の振れは100m未満

②横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道 相模鉄道本線(変更)

(告示 H26.3.5) 区域変更区間 約330m、中心線の振れは100m未満

※施行規則第13条第4号イ(起点又は終点の変更を伴わない線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。

2 自動車専用道路(首都高速道路)(予定)

①横浜国際港都建設計画 道路 高速横浜環状北線(変更)

変更区域区間 1000m未満、中心線の振れは100m未満

※施行規則第13条第3号イ(線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項、第87条の2、都市計画法施行令第14条、都市計画法施行規則第13条

指定都市の特例により都道府県が定める都市計画を指定都市が変更する場合については、都道府県が定める都市計画との適合を担保する手続きが必要となるとともに、その内容が国の利害に影響を与えないことを確認する必要がある。このため、都道府県が都市計画を変更する際には国へ同意付き協議が不要とされている軽易な変更についても、都道府県が定める都市計画との一体性を確保するために広域の見地からの都道府県知事の意見を聴いた上で、国への同意付き協議を行っているところ。

軽易変更となる事項を拡大することの可否について、都道府県・市町村に対する運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番: 1

管理番号	601	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道にかかる都市計画決定権限の市町村への移譲				
提案団体	函館市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法第十五条第一項では、広域の見地から決定すべき都市施設等に関する都市計画は、都道府県が定めるよう規定されている。さらに、都市計画法施行令第九条第二項では、この都市施設等の中に一般国道と都道府県道(道路法第三条)を掲げている。つまり、都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道において、一部を変更しようとする場合、市町村ではなく、都道府県にその決定の権限がある。そこで本提案では、この場合について、市町村が決定できるよう都市計画法施行令の改正を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道にかかる計画を変更する際には、都道府県が定めた都市計画の変更を行うことになる。この場合、市町村の内部協議や都市計画審議会において議論が交わされた後、都道府県における内部協議や都道府県都市計画審議会を経て、都市計画の変更が決定される。このため、都市計画の変更(事業の着手)までに長期間を要する。市町村に権限が移譲されれば、各市町村設置の都市計画審議会を経ることによって都市計画の変更を決定することができる。したがって、都市計画の変更までの期間(事業着手までの期間)を短縮できるほか、それぞれの地域の実情に速やかに対応した変更が可能となる。(参考)都市計画変更に係る所要時間・・・北海道の場合は11か月程度、函館市の場合は4か月程度。

【事例】

交通事故防止のため市道部分の交差点を改良する都市計画道路の変更(縮小変更)をしようとしたが、当該都市計画道路において縮小地点とは約3km離れた地点で道道を含んでいるため道決定となった。また、約50年にわたって事業未着手であった都市計画道路について、長期未着手都市計画道路の見直方針に基づき市道である都市計画道路の一部区間を廃止しようとしたが、当該都市計画道路において廃止地点とは約2km離れた地点で国道及び道道を含んでいるため国同意を要する道決定となった。

【懸念に対する方策等】

権限移譲により市町村と都道府県の都市計画に不整合が生じるのではないかと懸念については、両者間では従来必ず情報交換が図られ、必要な調整が行われてきたことから、防止できると考える。また、本提案は、平成25年6月14日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針」の「地方は、インフラ機能の集約・減量化を反映するよう都市計画を見直す」という事項と関連していると考えられる。

根拠法令等

都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第9条第2項第1号イ

一本の道路で都道府県道及び市町村道が複合するなどの場合には、都市計画決定権者が乱立することを防ぐ観点及び路線全体の都市計画上の性質に鑑みて、より上位の道路について決定権を有する都道府県が定めることが適切であり、一般国道及び都道府県道については、一の市町村の区域を超える広域的なネットワークを形成する施設であることから、一般国道又は都道府県道に関する都市計画は都道府県が定めることとされているところ。また、都道府県が定めた都市計画の一部を市町村が変更することは認められない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:42

管理番号	68	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止				
提案団体	酒々井町				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることとされている。

都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。

本町は、町域が小さい(19.02km²)ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地区画整理など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政経験は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。

※(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)

これらのことから、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。

【具体的な支障事例】

現在、民間活力の活用も見据えた町独自の地区計画の導入を検討しているが、現行では、県作成の地区計画策定に関するガイドラインにおいて全県的に統一した運用が求められていることなどから、町独自の立地特性を活かした都市計画決定が難しくなっている。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。

この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:42

管理番号	970	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止				
提案団体	全国町村会				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度の現状】

「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならなかったが、第1次一括法の義務付け・枠付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要であるとされ、「市」と「町村」で都道府県の関与に差が生じている。

【制度改正の必要性】

首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。

都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。

この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:3

管理番号	665	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大				
提案団体	川崎市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

開発行為における公園の設置については、都市計画法施行令第25条において開発区域の規模に応じて基準が定められているが、全国で一律的な設置基準であることから技術的細目の内容を条例委任する。また、開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大を図るため、条例の制定範囲を極めて限定的に定めている都市計画法施行令第29条の2を廃止もしくは「参酌すべき基準」とするよう提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

都市計画法第29条に基づく開発許可に関する事務は、地方分権一括法の施行により、従来の機関委任事務から自治事務となり、地方自治体の実情に応じて当該事務を処理することができるようになった。特に、開発許可の技術的細目については、土地利用に影響が大きいことから、地域の特性に応じるべく、平成12年に都市計画法第33条第3項により条例による制限の強化、緩和が追加して設けられているが、同時に都市計画法施行令第29条の2により条例制定に関する基準も設けられている。

【支障事例】

公園については、都市計画法施行令第25条第1項第6号で、公園の設置基準に係る開発区域面積を0.3ヘクタール以上と規定されていることによって、本市では0.3ヘクタールを下回る小規模な分割型開発行為が主流となり、公園の提供がなされない等の弊害を生じている。

【制度改正の必要性】

開発許可基準について、技術的細目における政省令を撤廃し、条例委任されることにより、市民のニーズにあった公共施設等の整備に誘導するためのツールとして条例を活用することが可能となる。

【懸念の解消策】

地域の特性に応じた条例とするため、客観的根拠を収集するとともに市民のニーズを把握し、近隣の自治体と調整を図る必要がある。

根拠法令等

都市計画法第33条
都市計画法施行令第25条
都市計画法施行令第29条の2

都市計画法第33条及び同施行令第29条の2においては、一定の宅地水準を確保しつつ、宅地開発を行う者に対する公園等設置義務という負担が許容される最低限度の面積等を全国一律に定めているところである。

したがって、同令第29条の2を削除又は「参酌すべき基準」とすることは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:41

管理番号	210	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲				
提案団体	磐田市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

現在、都道府県及び指定都市、中核市及び特例市のみには設置が認められている開発審査会について、希望する市町村については、開発許可権限の移譲を可能とするとともに、開発審査会を設置できることとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都道府県開発審査会の判断が地域の実情に即していないこと、当道府県開発審査会との調整事務及び開発審査会での決定までの期間が長期化していることが市町の円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。

【具体的な支障事例】

基準・運用の差異

都道府県開発審査会の基準・運用が地域の実情に即していないため、開発審査会を設置している市の基準・運用と差異があり、許可できる案件に差ができています。

都道府県開発審査会との調整事務

事前協議から承認までに相当な期間を要するため、円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。

【制度改正による効果】

企業・人口流出の抑制

地域の実情に即した開発審査会の基準・運用により、企業や人口の流出に歯止めを掛けることが期待できる。

事務処理期間の短縮

市町村と都道府県との調整が不要となり事務処理期間が短縮され、円滑な土地利用を図ることができる。

根拠法令等

都市計画法第29条第1項、第34条第1項第14号、第78条第1項、第3項

本提案は、既に過去の議論（「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月12日閣議決定）、「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）の決定に至るまでの議論）において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。

開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。

なお、第186回国会成立「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」（平成26年5月21日公布、同年8月1日施行）において立地適正化計画制度を創設し、市町村が立地適正化計画を作成し都市計画に居住調整地域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができることとしたところであり、当該制度の活用を検討されたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:41

管理番号	221	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲				
提案団体	中津市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法第29条第1項の規定に基づく都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可権限を希望する市町村に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正を求める理由】

今回の法改正を希望する具体的理由として、本市のまちづくりを具現化する視点から、開発行為許可基準を県内一律ではなく、市独自で定める権限が必要と考えているからである。

【制度改正の必要性】

現在、開発行為許可基準のうち技術的なものは、都市計画法施行令第25条に規定する技術的細目の範囲内で、大分県においては「運用基準」により詳細を規定している。開発行為の許可にあたっては、当該運用基準に基づき様々な権限が担保されているが、事務処理特例条例により開発行為許可権限が市に移譲された場合であっても、開発行為許可基準(特に技術的基準)について、当該運用基準とは異なるところの市独自の基準を設定できることまでは担保されていない。これでは単なる県下統一基準に基づく審査機関となる蓋然性が高く、独自のまちづくりを行う上で足かせとなる。

以上のことから、事務処理特例条例による許可権限の移譲ではなく、法に基づく権限の付与を求めるもの。

根拠法令等

都市計画法第29条第1項

現行制度においても、事務処理特例条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村については当然に、また、それ以外の市町村については都市計画法第33条第6項の協議・同意を得て、地域の実情に応じた開発許可の技術的基準の強化又は緩和を行うための条例を定めることが可能である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:41

管理番号	429	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	開発行為の許可権限の希望する市への移譲				
提案団体	東広島市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法第29条第1項の規定において、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(指定都市、中核市又は特例市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあっては、当該指定都市等の長の許可を受けなければならない、としている現行の規定を、都道府県知事(指定都市、中核市又は特例市その他国土交通大臣が認めた市(以下、「指定都市等」という))の区域内にあっては、当該指定都市等の長の許可を受けなければならない、と改正する。
(上記に伴い、同法第78条第1項に規定する開発審査会の設置も可能となる。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

都市計画法第34条第14号の規定により開発審査会へ諮問する場合、都道府県知事の権限に属する事務処理を移譲された市では開発審査会を設置できないため、県の開発審査会を利用することになる。

しかし、開発審査会の開催にあたっては県との事前協議、県及び他市の案件との調整等が必要であるなど、開催までに4～5か月の期間を要している状況であり、実際、開発審査会への諮問を敬遠し、規模を縮小して都市計画法第34条第12号による許可を受けるケースが度々あるなど、迅速性が要求される民間の経済活動を円滑に進めていく上での妨げになっている。

【制度改正の効果】

希望市において開発審査会を設置することが可能となれば、市単独での日程調整が可能となり、諮問に要する期間を2カ月程度に短縮できることから、開発審査会の開催回数を増やすことや開催時期についても柔軟な対応が可能となり、民間の経済活動の活性化にもつながるものである。

また、諮問案件は地域特有の課題に起因したものなど、ますます複雑なものとなっており、現状の開発審査会においても地域の特性、社会経済の発展状況の変化等の事情を総合的に勘案し、個別具体的に検討されているが、市の実情に精通した審査会委員を選定することにより更なる地域の実情に応じた運用が可能となる。

【過去の検討経緯】

過去において類似の提案がなされてはいるが、本市は県内で最も多くの申請件数を処理している実績を踏まえ、地方分権社会の新たな担い手となる自主性・自立性の高いまちづくりを目指すため、都市計画法上での開発許可権限の移譲と開発審査会の設置主体の拡大を組み合わせた提案をするものである。

根拠法令等

都市計画法第29条第1項、第78条第1項

本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。

開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。

なお、第186回国会成立「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(平成26年5月21日公布、同年8月1日施行)において立地適正化計画制度を創設し、市町村が立地適正化計画を作成し都市計画に居住調整地域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができることとしたところであり、当該制度の活用を検討されたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:28

管理番号	360	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	指定区間内の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限の移譲				
提案団体	茨城県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

一級河川の管理は、河川法第9条第2項の規定により、指定区間外は国土交通大臣、指定区間内は都道府県知事が行うこととなっているが、河川現況台帳の調製については、同法施行令第2条第1項の規定により、指定区間内においても、国土交通大臣が調製することとされており、効率的・効果的な河川の維持・管理に支障を来している。

このため、指定区間内における河川現況台帳を調製する事務・権限を都道府県に移譲していただきたい。なお、移譲に当たっては、事務に係る財源も併せて移譲していただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
国が調製している河川現況台帳の図面には、主に都道府県が提供したデータを基にした河川占用案件しか記載がなく、堤防の状況(矢板等)や番地などの維持管理に必要な情報が記載されていないため、維持管理業務には使用できない台帳となっている。

このため、住民問い合わせがあった際には河川現況台帳と住宅地図を照らし合わせて使用しており非効率的であるほか、点検のデータ集積や修繕更新計画の集積を行う際には、河川現況台帳とは別の台帳を調製しており、二重の事務となっている。

【制度改正による効果】
実際に管理している者が河川管理台帳を作成することで、より実態にあった台帳となるため、上記支障が解決し、パトロール等の効率化、効率的・効果的な河川の維持管理につながり、事務量の軽減にもつながる。

【懸念の解消策・制度改正による効果】
法律上の河川管理者(国)と河川現況台帳の調製者(都道府県)が異なることへの懸念については、都道府県が調製した台帳を定期的に国に提供すれば、国側で不便を来たすことはないと考えます。

県境をまたがって流れる一級河川について、指定区間ごとに各都道府県が河川現況台帳を調製するためフォーマットが不統一になるのではないかと懸念については、各都道府県ごとに維持管理をしているためフォーマットが統一されていなくても問題はなく、各都道府県間において定期的な意見交換会を行うことで円滑に維持管理できる。

一級河川について指定区間と直轄区間で河川現況台帳の調製者が異なることへの懸念については、都道府県が調製した河川現況台帳を国へ提供することで、河川の一体的な把握の面からの支障は生じないと考えます。

根拠法令等

河川法施行令第2条第1項

指定区間内も含め、一級河川の河川管理者は国土交通大臣であって、河川管理の基礎となる事項を記載している河川現況台帳の調製及び保管については、指定区間内も含め、当然に国が行うべき事務として、国土交通大臣が行うこととされている。

河川の台帳は、河川区域等、主要な河川管理施設、河川の使用の許可等の概要を記載し、水系全体での河川の使用関係を明らかにすることによる河川行政の適正な執行を目的としており、そもそも指定区間であっても都道府県の有する情報のみでは台帳の調製はできない。

仮に、国土交通大臣が必要な情報を提供し、都道府県知事が台帳を調製の上、保管のために再度国土交通大臣に提出させる仕組みとすると、制度上極めて煩雑であり、全体の事務負担を増加させることとなるほか、指定区間に係る台帳と、指定区間外に係る台帳が分離するため、情報の一覧性の確保にも支障が生じる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:29

管理番号	441	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	道路占用許可基準の緩和(道の駅への充電インフラ整備の許可)				
提案団体	岐阜県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

充電器の道路占用許可の基準を緩和し、道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図る。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

岐阜県においては、54か所の道の駅が中山間地を中心に所在しており、そのうち6か所にはすでに急速充電器が導入されている。これらの道の駅は、道路施設(駐車場、トイレなど)に、地域振興施設(物販施設、飲食施設など)が併設されており、急速充電器を地域振興施設に付随する駐車場に設置する場合は、道路占用の許可は必要ないが、道路施設へ設置する場合は道路管理者の許可が必要となり、その際の許可の要件として無余地の原則(道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限るという原則)が適用されている。

【支障事例】

県内の道の駅では利用頻度、電気配線等の工事費の低減等を総合的に勘案し、道路施設への設置を検討しているところであるが、無余地の原則により占用不可といわれ、設置が難航している。

【支障事例の解消策】

無余地の原則を撤廃し、急速充電器等施設は、道の駅の地域振興施設部分への設置が可能な場合でも、道路施設(道路管理者の管理地)への設置を可能とする。

【効果】

道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図ることにより、電気自動車等の次世代自動車の普及、関連産業の更なる成長につなげる。

根拠法令等

道路法第33条第1項
(道路の占用の許可基準)

1. 道の駅への充電インフラ整備については、国土交通省としても積極的に推進しているところであり、道の駅における充電インフラは、平成26年6月現在において、全国の道の駅1,030駅中184駅で設置済み、126駅において設置に向けた手続きが進行しているなど、設置が進んでいるところである。
2. 今回、占用許可基準の一つである「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものである場合」(無余地性の要件)について課題があるとの指摘があるが、「やむを得ないものである場合」とは、諸般の事情を考慮して他に用地を獲得することが著しく困難な場合であり、例えば、道の駅への充電インフラ設置のための占用許可にあたっては、その公益性等を踏まえれば、以下のような解釈が可能であり、現行制度の下でも道の駅の道路区域内に充電インフラを設置することができる。
 - ・ 道路区域外に余地がある場合であっても、そこが充電インフラの利用者にとって不便な場所である場合は、他に余地があるとは言えず、やむを得ないものである場合であると言える。
 - ・ 道路区域外に余地がある場合であっても、道路区域内に設置する場合に比べて多額の工事費用が生じる等の理由により充電インフラの設置が困難となる場合は、他に余地があるとは言えず、やむを得ないものである場合であると言える。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:5

管理番号	339	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市公園にかかる占有期間の設定の条例委任				
提案団体	北上市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市公園法施行令第十四条第三号の「第十二条第十号に掲げるものについては、六月」の規定を、「第十二条第十号に定めるものについては、地方公共団体が条例で定める期間」に改める等、法律が定める10年以内の期間を条例により設定できるよう改正されたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

市の事務においては、自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設や地区スポーツ団体の用具庫等は、法第七条第六号の物件として令第十四条第四号の適用を行っているが、地縁団体や地区スポーツ団体にとっては、1年に4度申請手続きを行う事務的な負担感は強く、事前相談は多数あるものの、実際の制度利用は低調となっている。本市では現在、街区公園等周辺住民の利用頻度が特に高い公園について、より地縁団体や地区スポーツ団体の利用を円滑ならしめるよう都市公園条例の改正を検討しているが、改正により条例で定める物件として規定した上であっても、第十四条第三号の適用により許可期間は六カ月以内と短期であるため、これまでと同じ理由で制度利用が進まないおそれがある。

【制度改正の効果】

改正がされた場合、多様な施設や構造物に対し、公園管理者の判断により10年以内の適切な期間について占有許可を出すことができると考えられるが、そればかりではなく、公園の利用者と相対し、利用方法や利用者の実情を把握し得る立場にある地方公共団体が直接条例で定めることにより、公園の多様な利活用が促進されるものとする。さらに、この制度は、おそらく全国的にもあまり活用されていないと考えられることから、改正によって地方の特色や実情に応じて大いに制度活用がされる可能性があるものとする。

根拠法令等

都市公園法施行令第十四条第三号

「自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設」は、通常、都市公園法施行令第12条が規定する占用物件としての標識及び備蓄倉庫と解されるところ、同法施行令第14条第1号により、占用期間は最長10年とされている。

また、「地区スポーツ団体の用具庫等」は、公共の用に供する場合は、通常、都市公園法施行令第5条第4項が規定する運動施設に付属する公園施設としての運動用具庫又は第7項が規定する公園施設としての倉庫と解されるところ、同法第5条第3項により、公園施設の設置・管理期間は最長10年とされている。

なお、都市公園法第6条第4項では占用の期間について規定しているが、法律の期間に最長の定めがあるのは、都市公園の占用の許可基準である「都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさないものであるか否か」「政令で定める技術的基準に適合しているか否か」などについて適宜、適格性を確認する必要があるためである。また、都市公園法施行令第14条では、耐久性などの占用物件の性質に応じて占用の最長期間が規定されているところであり、占用許可権者がそれを超える最長期間を個別に設定することは不適切である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:31

管理番号	218	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	用途地域等内の建築物の制限緩和				
提案団体	全国市長会				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】

東日本大震災の教訓や新たな被害想定を踏まえた災害対策を推進するためには、災害時に地域住民に供するための備蓄量の増量、備蓄品種の多様化が必要不可欠となっている。

しかし、既存の備蓄(防災)倉庫の容量では対応しきれず、新たな保管場所の確保が課題となっている。

【支障事例】

ところが、現行法において、地方公共団体が第一種低層住居専用地域内へ備蓄(防災)倉庫を設置しようとする場合、建築主事を設置しない市町村では、特定行政庁の許可が必要な状況となっている。これに伴う期間、労力、費用を要し、備蓄物資の整備推進に支障となっている。(→具体的な状況は別紙のとおり)

【解消策】

地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。

【その他】

なお、現行法においては、本提案が実現したとしても、特定行政庁に建築確認を受ける必要があるが、上段「建築確認申請の不要化」の提案が実現すれば、本件についても建築確認申請が不要となるものも出てくるため、両提案合わせての実現を求める。

根拠法令等

建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の4

一般的に、自治会、町内会が設置する防災備蓄庫、消防団の消防器具の格納庫などは、災害時に地域住民のために必要となる備品等を保管するものであることから、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当すると判断されているところ。

この見解については全国の特定行政庁及び民間の指定確認検査機関等で構成される日本建築行政会議（JCBA）が編集した「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例」においても示されているところである。

備蓄（防災）倉庫設置に伴う特定行政庁の許可に係る状況について

【現状】

備蓄（防災）倉庫設置に係る許可申請事務に係る負担

許可申請期間：8ヶ月程度

許可申請に係る費用（業務委託）：70万円程度（申請手数料18万円を含む）

その他労力等：特定行政庁との協議（3回程度）、公聴会の実施

【事例】

許可申請（建築基準法48条第1項 別表第2中9）の経過

- | | |
|-------------|--|
| 平成24年4月～ | （3回程度）特定行政庁と許可申請に向けた協議開始 |
| 平成24年7月26日 | 許可申請等についての業務委託契約を締結 |
| 平成24年9月5日 | 特定行政庁へ申請書を提出（手数料：18万円） |
| 平成24年10月3日 | 公聴会 |
| 平成24年10月9日 | 特定行政庁から本市への伺い（建築基準法第48条第1項但し書き書き許可の意見伺い） |
| 平成24年10月15日 | 本市から特定行政庁への回答 |
| 平成24年11月6日 | 特定行政庁からの許可通知 |

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番:33

管理番号 595 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土木・建築

提案事項(事項名) 市町村営ほ場整備事業における換地計画認可について

提案団体 京都府・徳島県

制度の所管・関係府省 農林水産省

求める措置の具体的内容

市町村営ほ場整備事業(区画整理)の手続きにおいて、換地計画の府知事の認可を廃止し、事後報告とする

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

市町村営ほ場整備事業(区画整理)においては、事業主体である市町村が当該事業の事業計画を決定しており、事業計画策定後、府は報告を受けるのみだが、当該事業地区内の換地計画は府知事の認可を要することとなっている。第2次一括法における土地改良法改正により、換地計画の前提となる事業計画に対して都道府県知事の認可が廃止され、事後報告となったことから、土地改良事業計画と一体のものである換地計画についても両計画の整合を図る観点で、都道府県知事の認可を廃止し、事後報告とすることを求める

根拠法令等

土地改良法第96条の4が準用する同法第52条、第53条の4

本提案事項である換地計画は、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業(区画整理)としてほ場整備を実施した地区において作成される計画であり、その内容は当該ほ場整備後の地区における農地等に係る権利関係、すなわち農家等個人の財産権に関わることについて、換地の手法を用いて整理する際に必要な事項を定めるものである。

換地計画に基づき行われる換地処分は、個人の土地に関する権利を強制的に処分するものであるから、換地計画に係る都道府県知事の認可については、「公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合」(地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)の第2の4の(1)のキの(ア)のb)に該当し、自治事務に係る特別の関与の「許可、認可及び承認」を許容するものと位置付けられているところである。

また、本提案事項に基づき当該認可を廃止することとなれば、公用換地等の制度を所管する関係省庁の各種制度との間に矛盾が生ずることとなる。

このため、換地計画に係る都道府県知事による認可を廃止し、事後報告とするとの御提案については、対応することは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

通番:26

管理番号	290	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
提案事項 (事項名)	災害時の応急借上げ住宅に係る入居に関する事務の簡素化				
提案団体	京都市				
制度の所管・関係府省	内閣府				

求める措置の具体的内容

応急借上げ住宅の供与期間の延長について、現在、1回につき「1年以内」とされているものを、複数年とすることができるようにする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例等】

応急借上げ住宅(いわゆる「みなし仮設」)は、被災者(入居者)、市町村(受付窓口)、都道府県(賃借人)、不動産業者、賃貸人の5者間で契約書等の多くの書類を往復する煩雑な手続となり、被災自治体の負担となる。

特定非常災害の場合は、2年を超えた場合でも、応急仮設住宅の延長が特別に認められているが、供与期間の延長は1回につき1年以内とされているため、複数回の延長が必要となり、みなし仮設ではその度に契約更改が必要となる。

「応急借り上げ住宅(みなし仮設)」は民間の一般的なアパートなどを借り上げて使用するため、応急建設住宅とは異なり、既に建築基準法を満たした建築物であることから、1年を超える期間の延長を一度に認めるとしても、安全上、防火上及び衛生上の問題は生じないのではないかと考える。

みなし仮設の供与期間の延長に係る事務については、被災地はもとより、例えば、東日本大震災の被災者を市営住宅(みなし仮設と位置付け)において受け入れている本市においても、毎年、供与期間の延長の可否決定等を行うなどの事務を行う必要がある。

【制度改正による効果】

入居期間の複数年決定などの事務の簡素化に配慮した制度の見直しを行うことで、被災者の住まいの確保に要する時間の短縮、手続きの負担軽減につながるとともに、行政の事務負担も軽減される。

また、行政の事務負担の軽減により、他の災害対応業務に労力をまわすことができるため、復興に向けたスピードアップにつながると考えている。

根拠法令等

災害救助法第4条
建築基準法第85条
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条

災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供期間については、被災により住家が全壊等するなどして、住家を失った被災者に対して応急的・一時的に仮住まいの現物給付を行うものであり、その提供期間については、原則2年とされている。

東日本大震災で設置した応急仮設住宅については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条に基づき、被害や復旧の状況等を勘案して、1年を超えない期間毎に延長を行うことが可能となっている。

東日本大震災においては、災害が大規模かつ広域に発生したことから、建設型仮設住宅のみならず、民間賃貸住宅の借上げや公営住宅等の公的な住宅の活用など、様々な種別の住宅を提供しているところであるが、これらは被災者の仮住まいである応急仮設住宅として提供しているものであり、延長に当たっては、住宅の種別に関係なく一律に対応すべきものであることから、借上げ型の仮設住宅についても、建設型仮設住宅に準じた取り扱いとしている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

通番:26

管理番号	385	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
提案事項 (事項名)	応急仮設住宅の入居期間の延長				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	内閣府、国土交通省				

求める措置の具体的内容

応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地域の実情に応じて延長できるよう制度の見直しを行うこと

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】九州北部豪雨災害では48世帯145名が応急仮設住宅に入居し、復旧工事が終了していないなどの理由により、入居期限までの退去が困難な者が21世帯71人いる。(H26.4調査)

【制度改正の必要性】応急仮設住宅の入居期間は2年間(災害救助法に基づく告示で、建築基準法第85条第4項に定める期間)であり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第2条に規定する「特定非常災害」に指定されれば、同法第8条に基づき許可の期間を延長することが認められている。しかし、九州北部豪雨災害は指定されなかったため、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて入居期間を延長できるよう制度を見直してほしい。

(参考)

入居者は農業従事者や高齢者が多く、地域の結びつきが強いため、地元を離れたくないとの意見が多い。被災地域は民間賃貸住宅が少なく、公営住宅も不足している状況である。また持ち家志向も強く、住宅再建に向けた準備は進められているが、期限までの退去が難しい。

入居期間が延長されれば、自宅再建までの間の仮住まいを探す必要がなくなるため、入居者の経済的・精神的負担が少なくなり、安心して生活再建ができる。

県では被災市と協力し、入居者が住み続けることができるよう、建築基準法に適合するよう仮設住宅の基礎改修を行ったうえで、住居として提供する。

なお、被災者生活再建支援法による加算支援金の申請期間は37か月以内である。

根拠法令等

災害救助法第4条

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第2条第1項第2号のト

建築基準法第85条

災害救助法に基づく応急仮設住宅については、災害により住家を全壊等した被災者に対して、当面の仮住まいを提供するものである。その提供に当たっては、被災者に対してできるだけ早く住戸を提供する必要性と安全性等の確保を図る必要性があるところであり、一方で、災害公営住宅の建設等に要する期間等を考慮し、建築基準法に基づき、災害時に建築された応急仮設建築物が、特定行政庁の許可を受けて最長2年3ヶ月間適法な建築物として存続が認められることから、同法の応急仮設建築物である応急仮設住宅の供与期間については、最長2年3ヶ月としているところである。応急仮設建築物については、その存続期間を超えた場合には、建築基準法上、当該期間内に補強工事を行うなどにより建築基準法の現行規定に適合した建築物とするか、又は解体・撤去を行うことが必要である。

また、大規模災害の場合には、被災者の転居先となる災害公営住宅等の恒久住宅を大量に確保する必要があるが、その用地の確保等当該期間内にその整備が間に合わない可能性があることから、その特例措置として、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき特定非常災害に指定された場合は1年を超えない期間ごとに延長をすることが可能となっているのであり、同法は災害の規模によりその指定の可否を判断するものである。

なお、応急仮設住宅を設置する都道府県等が、その判断の下に、その供与期間を超えて継続して恒久住宅として被災者に提供しようとする場合は、住宅の基礎等への追加工事等により建築基準法の現行規定に適合させることができれば、国に協議することなく、存続させることが可能である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:26

管理番号	385	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
提案事項 (事項名)	応急仮設住宅の入居期間の延長				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	内閣府、国土交通省				

求める措置の具体的内容

応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地域の実情に応じて延長できるよう制度の見直しを行うこと

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】九州北部豪雨災害では48世帯145名が応急仮設住宅に入居し、復旧工事が終了していないなどの理由により、入居期限までの退去が困難な者が21世帯71人いる。(H26.4調査)

【制度改正の必要性】応急仮設住宅の入居期間は2年間(災害救助法に基づく告示で、建築基準法第85条第4項に定める期間)であり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第2条に規定する「特定非常災害」に指定されれば、同法第8条に基づき許可の期間を延長することが認められている。しかし、九州北部豪雨災害は指定されなかったため、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて入居期間を延長できるよう制度を見直してほしい。

(参考)

入居者は農業従事者や高齢者が多く、地域の結びつきが強いため、地元を離れたくないとの意見が多い。被災地域は民間賃貸住宅が少なく、公営住宅も不足している状況である。また持ち家志向も強く、住宅再建に向けた準備は進められているが、期限までの退去が難しい。

入居期間が延長されれば、自宅再建までの間の仮住まいを探す必要がなくなるため、入居者の経済的・精神的負担が少なくなり、安心して生活再建ができる。

県では被災市と協力し、入居者が住み続けることができるよう、建築基準法に適合するよう仮設住宅の基礎改修を行ったうえで、住居として提供する。

なお、被災者生活再建支援法による加算支援金の申請期間は37か月以内である。

根拠法令等

災害救助法第4条

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第2条第1項第2号のト

建築基準法第85条

災害救助法に基づく応急仮設住宅については、災害により住家を全壊等した被災者に対して、当面の仮住まいを提供するものである。その提供に当たっては、被災者に対してできるだけ早く住戸を提供する必要性と安全性等の確保を図る必要性があるところであり、一方で、災害公営住宅の建設等に要する期間等を考慮し、建築基準法に基づき、災害時に建築された応急仮設建築物が、特定行政庁の許可を受けて最長2年3ヶ月間適法な建築物として存続が認められることから、同法の応急仮設建築物である応急仮設住宅の供与期間については、最長2年3ヶ月としているところである。応急仮設建築物については、その存続期間を超えた場合には、建築基準法上、当該期間内に補強工事を行うなどにより建築基準法の現行規定に適合した建築物とするか、又は解体・撤去を行うことが必要である。

また、大規模災害の場合には、被災者の転居先となる災害公営住宅等の恒久住宅を大量に確保する必要があるが、その用地の確保等当該期間内にその整備が間に合わない可能性があることから、その特例措置として、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき特定非常災害に指定された場合は1年を超えない期間ごとに延長をすることが可能となっているのであり、同法は災害の規模によりその指定の可否を判断するものである。

なお、応急仮設住宅を設置する都道府県等が、その判断の下に、その供与期間を超えて継続して恒久住宅として被災者に提供しようとする場合は、住宅の基礎等への追加工事等により建築基準法の現行規定に適合させることができれば、国に協議することなく、存続させることが可能である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:6

管理番号	224	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育士修学資金貸付事業の貸付対象の住所要件の撤廃				
提案団体	滋賀県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

保育士修学資金貸付事業の貸付対象は、県内に住民登録をしている者または県内の保育士養成施設に修学している者等とされており、保育士不足が著しい地域で人材を確保するためには、より広域的な確保が必要であることから、貸付対象の住所要件を撤廃

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行の制度】保育士修学資金貸付事業については、「保育士修学資金貸付制度の運営について」(平成25年2月26日付け雇児発第0226第6号)において、その対象者は県内に住民登録をしている者または県内の保育士養成施設に修学している者等とされている。

【本県の状況】県内の保育士養成施設は4校で、定員は330名であり、県外の保育士養成施設での修学者も含め、保育士養成校による県内の資格取得者は毎年500人程度となっているが、これら養成数では増大する保育ニーズに応えられていない状況である。

本県では、保育士・保育所支援センターを設置するとともに、保育士修学資金貸付事業など、総合的な保育士確保対策に取り組んでいるところであるが、保育士の有効求人倍率が常に1倍を超えており、時には3倍、4倍という状況で保育士不足が深刻である。

【制度改正の必要性】保育士の有効求人倍率が1倍を下回り、比較的保育士が充足している府県もあり、こうした府県の在住者も対象に保育士の確保を図ることが、喫緊の保育士不足を解消するために必要である。こうしたことから、県外在住であっても、滋賀県内保育所への就労を希望する県外在住の県外学生に対して、修学資金を貸付けることができるよう住所要件の撤廃が必要である。

根拠法令等

「保育士修学資金貸付制度の運営について」(平成25年2月26日付け雇児発第0236第6号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

貸付対象者の要件緩和により生じる影響等を踏まえて、検討していく。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:9

管理番号	952	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	多子世帯保育料軽減制度における同時入所要件の撤廃				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

保育料の軽減制度について、兄弟姉妹が同時入所している場合に限り2人目を1/2軽減、3人目を無料化にしている現行制度の、兄弟姉妹の同時入所要件を撤廃すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現行制度は、兄弟姉妹が同時入所している場合に限り、2人目1/2軽減、3人目を無料化としているが、少子化対策の観点から多子世帯の経済的負担軽減は重要であり、同時入所要件は撤廃すべき。(なお、要件撤廃に伴う財政負担が地方に転嫁されることのないようあわせて提案する。)

根拠法令等

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(S51.4.16厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)

本提案は多額の公費を要する施策であり、これに充てる財源が明確でないことから対応することはできない。

実際に保護者から徴収する保育料は、各自治体で条例等により定めており、多子世帯保育料軽減の取扱は自治体の裁量で認定することが可能である。

その場合、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日付け厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)は私立保育所のみを対象としており、地方自治体に一般財源化された公立保育所は対象外であるため、公立保育所分は地方自治体において責任をもって財源を含め、手当する必要がある。

また、私立保育所についても、児童福祉法の規定に基づき運営費の負担関係を定めているところであるが、これをご提案の「財政負担が地方に転嫁されない」ようにするためには、公立・私立の保育所の保育料に係る地方自治体向けの多額の財政措置を伴う新たな予算事業の創設を求めるものとなり、この財源についても明確でないことから対応することはできない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:11

管理番号	186	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	厚生労働省の妊娠・出産包括支援モデル事業における事業の実施主体となる対象の拡大				
提案団体	山梨県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

国で本年度から実施しているモデル事業においては、産後ケア事業等を実施する市町村を補助対象としているが、都道府県と市町村が広域的に連携して事業を実施する場合、補助対象をこの広域的連携主体都道府県にも拡大するよう要望する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】本県の合計特殊出生率は、平成25年、1.44で全国の29位と依然低迷しており、先般行った調査では、ほしい子どもの数まで増やさない理由として、経済的な理由とともに育児への不安を訴える声が根強くあった。現行の県・市町村の公的な支援として、妊娠から乳幼児期までステージごとに支援メニューがあるが、出産直後の母親に対する施策は手薄な状況にあることから、育児の不安や負担感を軽減するための新たな産後育児支援が必要と考えている。

【解決に向けた取り組み】このため、本県では、妊娠・出産から子育てに至る切れ目ない支援を実現するため、産前産後ケアセンターを平成27年度中に開設することとし、本年度は、県と市町村が広域的に連携して事業を実施する仕組みづくりに向けた取り組みを行っている。

センターは、需要調査の結果等から、居室6床を備えたものを県内に1箇所整備することとし、助産師等専門スタッフを配置して通年稼働とするが、このような施設を、小規模市町村が単独で運営することは困難といえ、全県的にバランスの取れた安定的なサービスを実現するためには、この仕組みの導入が不可欠となるものと考えます。

県の関与としては、この連携組織の事務局として運営を主導するとともに、利用者に利用料金の一部を負担させた残額相当分を市町村と折半で負担し、運営を委託する事業者への委託料として拠出するものである。この取り組みは、一部の高い財政力を有する自治体だけでなく、全国各地の母親に産後ケアサービスの提供を可能にする先駆的モデルケースとなるものと言え、少子化問題の突破口となる可能性を有する革新的な取り組みと考える。

根拠法令等

妊娠・出産包括支援モデル事業実施要綱

妊娠・出産包括支援モデル事業は母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦等の支援ニーズに応じ必要な支援につなぐ母子保健相談支援事業、妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援等を行う産前・産後サポート事業、出産直後の母子への心身ケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業といった各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援を行うための事業である。

当該事業は、市町村が実施又は委託した場合等に対する補助を行うものであり、提案にもあるように補助金の対象を都道府県に拡大し、本事業の費用に関して市町村と折半した都道府県に対して補助を行うこととするのは、実質的に予算事業の新設に当たり、これに充てる財源が明確でないことから対応することはできない。また、当該事業は市町村を対象とした事業であり、事務・権限の移譲は想定していない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:11

管理番号	410	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	産後ケア事業に対する補助条件の見直し				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

国の「母子保健医療対策等総合支援事業」中の「妊娠・出産包括支援モデル事業の補助条件(実施要綱)を緩和し、産後ケア事業など各事業単独での補助申請が可能となる仕組みとする。
(現状の補助条件)「妊娠・出産包括支援モデル事業」中の3事業全てを実施
(提案内容)3事業全てを実施だけではなく、各事業単独での実施も可とする

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

26年度国では、地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化として「母子保健相談支援事業(母子保健コーディネーターの配置)」「産前・産後サポート事業」「産後ケア事業」の3事業が盛り込まれた「妊娠・出産包括支援モデル事業」を「母子保健医療対策等総合支援事業」により実施している。
当区では児童虐待防止対策として、全国に先駆け「産後ケアセンター桜新町」を開設しており、育児不安等を抱える出産後の母親から大変好評を得ているが、利用ニーズの高まりから、利用希望の母子が利用できないといった状況が生じてきており、「産後ケア事業」の拡充が課題となっているため、「妊娠・出産包括支援モデル事業」の活用し、事業拡充策の検討を進めたいが、当該事業は、3事業全てを実施することが補助条件とされており利用できない状況である。
補助条件を緩和し「産後ケア事業」単独で実施したとしても、当区の保健師、助産師の全戸訪問率は高く(25年:95%)、母子の状態を把握して必要に応じ、「産後ケア事業」につないでいることから、国の事業目的に沿った地域における切れ目ない支援を実施していくことは可能である。
「妊娠・出産包括支援モデル事業」の補助条件が緩和され、各事業単独での補助申請が可能となれば、当区においても、産後ケア事業の拡充に向けた検討の幅が広がり、ひいては区民に対するサービスの向上を図ることが可能となる。
また、当区の「産後ケアセンター桜新町」は先駆的な取組みであることから法的事業として位置づけられていないが、全国的にもこうした産後ケアセンターが展開させるために今後法的事業として位置付ける必要があると考える。

根拠法令等

母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

妊娠・出産包括支援モデル事業は、妊娠・出産等に関する情報提供や産後ケアの強化など、妊娠・出産に関する支援を総合的に行うために、妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供、関係機関との調整や、必要に応じて定期的にフォローを行い、妊娠・出産・育児の各段階の支援について総合的に取り組み、「切れ目のない支援」を行うことに意義があり、産後ケア事業のみの部分的な取組では本事業の趣旨に合致せず、本モデル事業そのものを否定することになるため、提案は認められない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

通番:19

管理番号	352	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	狩猟免許の有効期間の延長				
提案団体	徳島県、兵庫県				
制度の所管・関係府省	環境省				

求める措置の具体的内容

有害鳥獣、個体数調整捕獲等に従事する者が所有する狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定できる(延長する)ものとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

人口減少社会の本格到来により、中山間地域の山林管理が不十分で、鳥獣被害が都市部にまで拡大している。本県の狩猟者登録数は、昭和53年度から年々減少し、平成24年度ではピーク時の約1/3となっているところ、有害鳥獣対策としての狩猟者の確保は、喫緊の課題である。狩猟免許の有効期限は現行3年と定められているが、これを有害鳥獣駆除のための人材確保を必要とする地域ニーズに応じて、4年、5年と延長できるよう、地域において免許期限を延長できるように、法律の縛りを解除し、地域の判断で設定できることとする。

根拠法令等

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条第2項

狩猟に必要な視力や運動能力等の適性は、狩猟免許を受けた後、時間的経過に伴い変化することがあるため、定期的に適性を再確認する必要がある。このため、狩猟免許には有効期間が定められ、都道府県知事が行う適性検査に合格すれば、その有効期間を更新することが可能となっている。

狩猟免許の有効期間は、銃刀法に基づく銃の所持許可の有効期間との整合等を踏まえ、3年となっている。

現在、被害を及ぼす鳥獣の捕獲を一層強化していくことが求められているが、その一方で、一般人を巻き込む狩猟(銃猟・わな猟)中の事故が毎年発生している。今後捕獲を推進していく上では、狩猟における安全対策がますます重要となっている。

現状においては、狩猟免許者の約7割が60歳代以上の高齢であるため、多くの狩猟者は、短期間での視力や運動能力の低下が懸念されている。狩猟免許の有効期間を延長することは、これらの者に係る狩猟の適性を確認し、不適格者を発見する機会を減少させることになるため、狩猟における安全確保の観点から、現状においては適切ではないと考えている。

なお、狩猟者の育成という観点からも、改正鳥獣法では、網猟免許及びわな猟免許の取得年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる等の対応を講じたところであり、安全対策をしっかり講じた上で狩猟者の人材育成を図ることとしている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

通番:19

管理番号	617	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	狩猟免許の有効期間の延長				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	環境省				

求める措置の具体的内容

現行の鳥獣保護法では、狩猟免許の有効期間は免許の種類に関わらず一律基本3年とされている。狩猟免許の内、比較的安全なわなと網の免許について、有効期間を6年に延長すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】

近年、野生鳥獣による農作物等への被害が増加する中、農作物と集落を守るため、有害鳥獣捕獲を目的に、農業者や地域住民自らがわな免許を取り「捕獲隊」など捕獲組織を作り対策を行っており、毎年約3万頭のイノシシが捕獲されている。捕獲されるイノシシの約96%が有害鳥獣捕獲によるもので、さらにその約94%がわなによる捕獲である。

現在長崎県では、狩猟免許取得や捕獲技術向上への支援を実施し、新規の免許所持者を増やしているが、捕獲の実践不足や高齢化等で免許を手放す者も多い状況である。

新規に免許を取得しても、3年間では捕獲技術が上達できない初心者や、高齢で引退する熟練者等は、更新手続きや経費負担が必要となる3年に1回の更新をきっかけに免許を手放してしまう事例が多い。狩猟免許の更新時には、適性検査と併せ、法令や安全対策等の講習が実施される。

近年の銃猟による狩猟事故に対し、比較的安全なわなと網の免許については有効期間を延長し、狩猟者の確保を図ることを提案します。

なお、わな免許と銃猟免許の両方を所持する者が同時更新を可能とするために、5年ではなく6年とする。

根拠法令等

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条

狩猟に必要な視力や運動能力等の適性は、狩猟免許を受けた後、時間的経過に伴い変化することがあるため、定期的に適性を再確認する必要がある。このため、狩猟免許には有効期間が定められ、都道府県知事が行う適性検査に合格すれば、その有効期間を更新することが可能となっている。

現在、被害を及ぼす鳥獣の捕獲を一層強化していくことが求められているが、その一方で、一般人を巻き込む狩猟(銃猟・わな猟)中の事故が毎年発生している。今後捕獲を推進していく上では、狩猟における安全対策がますます重要となっている。

現状においては、狩猟免許者の約7割が60歳代以上の高齢であるため、多くの狩猟者は、短期間での視力や運動能力の低下が懸念されている。狩猟免許の有効期間を延長することは、これらの者に係る狩猟の適性を確認し、不適格者を発見する機会を減少させることになるため、狩猟における安全確保の観点から、現状においては適切ではないと考えている。

なお、狩猟者の育成という観点からも、改正鳥獣法では、網猟免許及びわな猟免許の取得年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる等の対応を講じたところであり、安全対策をしっかり講じた上で狩猟者の人材育成を図ることとしている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

通番:20

管理番号	115	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	一般廃棄物収集運搬業の許可期間の延長				
提案団体	三豊市				
制度の所管・関係府省	環境省				

求める措置の具体的内容

一般廃棄物収集運搬業の許可の期間は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条において、「一年を下らない範囲で政令で定める期間」とされ、同法施行令第4条の5の規定では2年とされている。これに対し、同法で規定される産業廃棄物処理業の許可の期間は5年であり、更に平成22年の法律改正により優良事業者制度が導入され、優良な産業廃棄物処理業者については、許可期間が7年と2年延長されている。一般廃棄物収集運搬業の許可期間についても、優良な事業者に対しては、原則2年延長して4年とする特例を認めてほしい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
本市は合併後、市域が広がり事業所数が多いことから、市が、現在以上のきめ細かい指導を行うことには限界がある。また、一般廃棄物収集運搬の許可業者が市町村合併時の10社から延べ21社に増加し、事務が煩雑化している。

【制度改正の必要性】
一般廃棄物収集運搬業を行う優良事業者に対する許可期間を延長することにより、事業者の資質の向上と行政事務の軽減が図られる。また、優良事業者としての特例を与えることにより、事業所に対する市の指導等について一層の協力が見込まれ、行政の補完的立場を持ち合わせた事業活動の展開が期待される。

【懸念の解消】
平成24年、本件に関する全国市長会の要望に対して、国は、「一般廃棄物処理業者の行う処理事業は、市町村が実施する一般廃棄物の処理を補完する極めて公共性の高い事業であることから、更新期限をできるだけ短くすることにより、一層の信頼を高める必要がある」と回答している。
信頼性の確保について、市町村は収集運搬業者と日頃から直接顔を合わせる機会があり、日常的なチェックや確認が可能であることから、今回は、収集運搬業に限るものとして提案する。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の5

一般廃棄物収集運搬の許可期間は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条に基づき市町村が定めることとなっている一般廃棄物処理計画のうち、同法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3により単年度ごとに定めることとされている実施計画との整合性を取る必要がある。これは、そもそも、一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域におけるごみの発生量等を踏まえた需給の均衡を適切に考慮することが求められるためである。

したがって、本来であれば許可期間は1年とすることが適切であるが、平成9年3月28日に再改定された「規制緩和推進計画」において、事業者の負担軽減の観点から当初の1年から現行の2年に延長することとされた。

仮に、更に許可期間を延長し4年とした場合、市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、事業者の一般廃棄物収集運搬業の許可等を判断する機会がますます減少し、一般廃棄物の減少等によって一般廃棄物処理計画が変更され、事業者の事業活動に当該計画との不整合が生じた場合に適切に対応することが困難になると想定されることから、許可期間の更なる延長は妥当ではない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

通番:52

管理番号	266	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	浄化槽法に基づく設置届出等の受理、保守点検等の指導権限の市への移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	環境省				

求める措置の具体的内容

現在は浄化槽法上、県の権限となっているが、浄化槽は一般家庭が設置しているものがほとんどであり、きめ細かい対応が可能になるように市へ権限を移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】浄化槽法第5条に基づく浄化槽設置届出の受理や第12条等に基づく保守点検等の指導権限等については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例を活用した市町村への移譲が進んでいる。届出については61市町村のうち56市町村(35市20町1村)、指導権限については61市町村のうち24市町(16市8町)に移譲済みである。

【制度改正の必要性等】実態として第5条の設置届出や第11条の2等による廃止届出・管理者の変更届出が提出されないことが少なくなく、浄化槽管理者を管理する台帳の精度が低くなっている。そのため、浄化槽管理者に実施が義務付けられている法定検査等(7条、11条)の受検指導を効果的に行うことができない。法定検査(11条)については、その実施率の低さが問題となっているが、県レベルでは細かい指導が困難であるのが実情であり、住民により密着している市が指導を行う方が効果的である。

届出等の提出先が、住民に身近な市となれば、下水道接続や転居等の手続と合わせて提出させるなど、よりきめ細かな対応が可能である。

また、類似の例として水道法に基づく簡易専用水道の清掃、法定検査等の指導権限がH25.4.1に市へ法令移譲されている。

特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。

こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。(なお、設置届出等の受理は県内のほとんどの市町村に移譲済みであるが、保守点検等の指導については40市の半数程度にとどまっているので、移譲対象を市とするものである。)

根拠法令等

浄化槽法第5条第1項、第2項、第4項、第7条第2項、第7条の2第1項、第2項、第3項、第10条の2、第11条第2項、第11条の2、第12条第1項、第2項、第12条の2第1項、第2項、第3項、第53条第1項、第2項

浄化槽の設置届出等の受理、保守点検等の指導権限を市等へ一律に移譲することについては、以下の理由により実現困難である。

①浄化槽の設置にあたっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき、特定行政庁の建築主事による確認が必要となる等、専門性のある職員の確保が要求される。しかし、市等の人員・予算が限られている中で、特に浄化槽の設置基数の少ない市等において、建築主事のような専門性を有する技術者の配置を行うことは非効率かつ非現実的である。

②浄化槽の維持管理に関しては、浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づき、都道府県が中心となり、法定検査機関や保守点検業者との協力体制を既に構築しており、この枠組みの中で高い法定検査率を維持している都道府県が複数ある。しかし、市等に権限が一律に移譲された場合、既存の枠組みがなくなるだけでなく、地方自治体ごとに体制を再構築することとなり、組織が細分化されるため、行政間の連携や、法定検査機関・保守点検業者との協力体制の構築が非常に困難になる。

また、市等への権限移譲を一切行っていない都道府県で法定検査(第11条検査)受検率が極めて高い(80%超)ところが複数ある。これらの都道府県では、法定検査機関や保守点検業者との協力体制の構築や、法定検査受検率向上に向けて様々な工夫を凝らしているところであり、現行の体制でも御指摘にあった法定検査の適正な受検を促すことは可能である。

なお、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、多くの市町村に設置届出等の権限移譲を行っている都道府県であっても法定検査率が極めて低い(10%未満)ところが複数あり、権限移譲の進み具合が適切な維持管理の確保に結びついていないわけではない。

まずは都道府県において、先進事例を参考に適切な維持管理の確保に向けた取組を実施する必要があり、都道府県等向けに「法定検査受検率向上の取り組み事例集」や「浄化槽台帳の整備導入マニュアル」を環境省で作成し周知しているところ。

以上のように、御提案の内容は実現が困難であることや御指摘の問題点については現行の枠組みで十分解消することが可能であることから、本件については対応が困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

通番:52

管理番号	635	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	浄化槽保守点検業の登録制度の合理化				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	環境省				

求める措置の具体的内容

浄化槽法に基づく浄化槽保守点検業登録の範囲について、営業範囲が保健所設置市とそれ以外の市町村にまたがる場合は、都道府県又は保健所設置市のどちらか一方のみで可能とする規制緩和を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

現在、浄化槽保守点検業の登録は、浄化槽法に基づき、都道府県及び保健所設置市(又は特別区)において行われている。

そのため、営業範囲が保健所設置市とそれ以外の市町村にまたがる事業者においては、都道府県及び保健所設置市の両方において登録が必要である。

長崎県にて登録している保守点検業者173者のうち、保健所設置市(長崎市及び佐世保市)において重複登録している事業者は31業者となっている(平成26年6月末現在)。

【制度改正の必要性】

については、事業者の行政手続きを緩和する観点から、都道府県及び保健所設置市のどちらか一方において浄化槽保守点検業登録を行うことで、県内一円で希望する営業範囲での営業を可能とするよう、法改正をお願いしたい。

根拠法令等

浄化槽法第48条

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第48条第1項では、都道府県知事の権限に基づく保守点検業の登録制度を都道府県及び保健所設置市(又は特別区)が条例で定めることができる旨規定している。御指摘の登録制度の合理化については各地方自治体の条例において調整することが可能である。